閑窓瑣談

一

柳田文庫
文庫11
A1410
1

文庫11
A/410
1

閑窓瑣談序

夫随筆てふものは元来他人に見せぬものゝ故
所為ふるまひ見聞ぜしまゝを記すばかりにて己が好む
事感ずる義論をもとゝ論ずる考へ合せ道理なんど
書のまゝ記し置るものゝやわらんを近けも
書林の求ふるに形る諸書を雑考し意味
して看官の為ふ綴ると者多くそれぞれ
古昔諸史百家の論説新奇の考證世に未聚

の高論をあげつらひ編者自ら博識を示すと
いへ要し久まふ論を是とすべし見せ書名
とゝ〳〵かげ出し開巻驚奇珍書と自讃ふ
事が此閑窓瑣談八年来見聞の事ば何ぞ
とゝ〳〵筆紙なし数千の際の實ふとゝ古昔の
可否と雑論し多一家言をもて文を飾り器
をもつけたる類をもて俚俗の談も男女の
為る益あれば古る抄録して是を教訓の一助

ぜるを豈唯新奇ふかくを古物の考証を詮究と
讀書の功とし著述の要とせんや便言杜撰の書
なるをも讀て取用の旨あらば其拙と謗で議論を
不足を補ひ一席の話となるべ他の為に有益な
らむ萬事萬物に牧事の諺とも信ず徳宗農夫の諫
を用ひしと御讀書説も亦取るべきなからずや

荏土

教訓老人誌

晩進閑窓瑣談巻之壹
魯笔

東都　教訓亭主人貞高撰

第一　金神家相の論

近世家宅の相を撰事行きて萬家多くは此所為に泥其道に通達せ
徒に付て一向に居家の安全を秤然バ貴賤と雅俗を不論宅相の吉凶に
依て身上に祥と不祥を現然に得ると云徒不少於是方位家相をトする
の徒禍福當祟を置く云募八方金神の祟本命的殺の論嘈々とし
既に家相の禁忌多くとも暦道に二十四方位の方角なんど無量吉凶日取
の善悪多くして撰除支不容易是乍併　我朝古代の風俗あるを昔唐
土ゆ道士等が祭初る支りて青龍白虎朱雀玄武の稱を弘む是なん

世ホ知る四神の名目東西南北ホ配當るせる方色ゆて青白赤黒の形を表せる
の〻萬斛明珠曰西方金神左耳有青蛇面白有毛虎爪執鉞○山海經圖
讃曰西方蓐収金神白毛虎爪珥蛇執鉞専司無道○列仙傳曰西域房
陵間有白虎神好飲人血○異地記曰虎岳山金精化爲白虎國語曰虢
公夢有廟有神人面白毛虎爪執鉞西方白虎金正官（金神）陰陽家歳
破歳殺歳刑災殺大歳將軍却殺金神如斯諸書の説大同小異ゆて悉く
異國の傳説ゆり往古より今以　日本ホ金神を傳來る支曽る〻然ると何ぞ
見ぬ唐土の金神を忌怖き安南國ホ在とのふるゆ鬼門關を　日本の支と〻
或破軍星ホ向ひて勝負をせぎ或ひハ土用ホ土を不動とのふ夫土用ハ四季ホ
土公の在方あて其土を動せば殃ひ有據るくハ土公遊行の日を用ゆべ〻とのふ若水

遮る河の堤の下ホ門を構へ家あて洪水堤を崩さんとする時土公を怖き土を
動らさぎ門の破をも防ぐぎホ置るべきゆ亦秋ハ土公の井戸ホ在ますゆゑホ井を堀
井戸〻くもぐるぎとのふ左ハのへども他國ハ知らぐ江武の町々ゆハ初秋七月の日
年毎の例ゆて井戸を浚ざる所もゆ〻此時土公憤を發〻祟をるせ〻支を
聞ぎ是如何ぞゆ方角を撰日取時取るぐ〻分別もるき支を言詈ハ可笑とぐ
云りの既ホ五雜俎を引用ひて西家の東ハ東家の西ゆりとのふ此一言を以て足
破太歳之謬と最初ハ方位を謗り人も其家ホ幸ゆる支有ゆ亦ハ病痾の
惱ある時ホ臨く他ホ方位の理論を説示さぎ心も迷ひ方變ゆぐ〻聊吉祥を
得て始て方位の慎禍福の旨趣有ホ屈伏まる支あり然ども是ハ其時の自
然ホ〻て方角を変ぐ家を改るの德ゆハあらぎ其證古ハ宅相を改て後全く

無事安穏の定もなく一時火災發りて數里の人家類焼の節家相方位ハ違ざる家幾千軒か在ぬべく其家極て火難を脱れる由を不聞亦家相方位の辨なく轉住普請をせし者のゝ焼亡する支もあらじ凡居家の必用ハ火災盗難の備を專一とし家ハ主なる者身分相應ハ仁德を心掛質素儉約を以て業を勵み他の不幸を憐み恵善を行ふハ怠なく家相の善悪を論ずるよりハ人凶ゆゑ宅凶ゆゑなどと古人の金言なり夫吉日ハも悪支をなて咎るきゝ凶日なりとも善を行ひ家職の勤を發して妨祟邪神があらんや萬一在とも怖るゝに不足凡世の中の吉凶禍福ハ人心と行ひハ在て居家方位の司支ハ昔殷の紂王ハ甲子の吉日ハ亡び武王ハ甲子の日ハ殷を亡し周代八百年の基を開け其武王の子孫も行ひ善悪ハ依て天下の治乱定りなり豈日取時取のゝを撰ゝて

撰ゝて身の善悪を撰ざるべ世ハ繁榮人ゝ家相方位の宜ハ順ゝて家を建間數も方位の道理ハ屈し普請造作も營み轉宅も吉方を撰く土を堀て祭るべん〳〵金銀の費を厭ゝ月日を越て成就を計ゝど日毎ハ活業を勤る者ゝ家相の吉凶を撰暇ハあらじ亦磁石の劔先を目當〳〵吉方を見競て轉宅もとゝも定めて方角ハ合ゝ樣なり些ハ東西南北ハ差當ることも十二支の間ハ配當せて金神鬼門を始とし忌嫌方角九曜時も十々所もあり是ハ生年の星當年の星繰みゞを悉撰事尤難爲太平の往代の恵ゝふらち開し廣き世界を狹縮めて轉宅家移甚以て不自由なりまゝ貧窮なる者ハ方位の教も守り難く或ハ方角を撰支とも不知して金神忌門ハ家移りもる徒も多ゝ是ハ公の諚ハ背き天道を怖ざる罪人とのふまハ不在然て金神鬼神の祟をなして災害を

夏陰抄云人皇七十代後白河院の御宇保元二年十二月北言の條金神方忌月今已後是を忌避べからざる由宣下あり と見へたり

其家ゐるがゆゑに我皇國の神靈の免し給はんや外道邪神の非義を忽地に征伐し給ふべし奈何ぞ理に違ふる異邦の金神（前文の白虎を指す）開闢皇國の國民を惱ますべき支が成べきや心ざす誠の道の行ひあらば天魔鬼神も怖るゝに足らず枯盛衰は時運と人の行ひあるを家相方位の爲所とも迷ふべからず斯云へども衆人の久しく恐怖金神ゐるがゆゑに皇國魂の大丈夫にして信勇の心なく臆病愚痴の徒は瑣細の支に懸念まるも憎氣なくて宜しからん

第二　安宅の關　并に静女の古跡

源義經都より奥州へおりもく途中安宅の關にて危難の事實錄と思はゞ徒もなく辨慶の僞勸進帳世に云傳て誠とも然に憶ふる隨筆結肱錄　阿部友進所藏

を閲ば

義經加賀國安宅ノ關ヲ通ル時辨慶勸進帳ヲ讀佯テ關守富樫ヲ欺キワヅカ二虎口ノ難ヲ免ルトハ謬ナリ加州ノ人ノ物語ニ此時義經ノ勢未ダ落ズ三萬騎ニテ押通リシト云且安宅ノ関ノ近邑松任ト云所ニ義經三萬騎ニテ籠シ所トテ今ニコレアリ

抑義經の軍功平家追討の武備神速なる四海の中に不知者なく頼朝の梶原が讒言を是なりとして義經を忌憎む其軍畧才智を怖るゝが故なり亦天の時とよそ頼朝の得らるゝ人和いなく判官の德に不及於是妬心婦女子の如き痴情より唇破まて齒寒しとゝ縱設を思へど枝葉を枯し果に幹の倒るを不思慮暗愚の下知を傳へしゝど義經の功を内心に慕徒妻く憎人の稀なるべき鎌倉の下知を表向に畏るゝ判官の智と勇威に聽悖

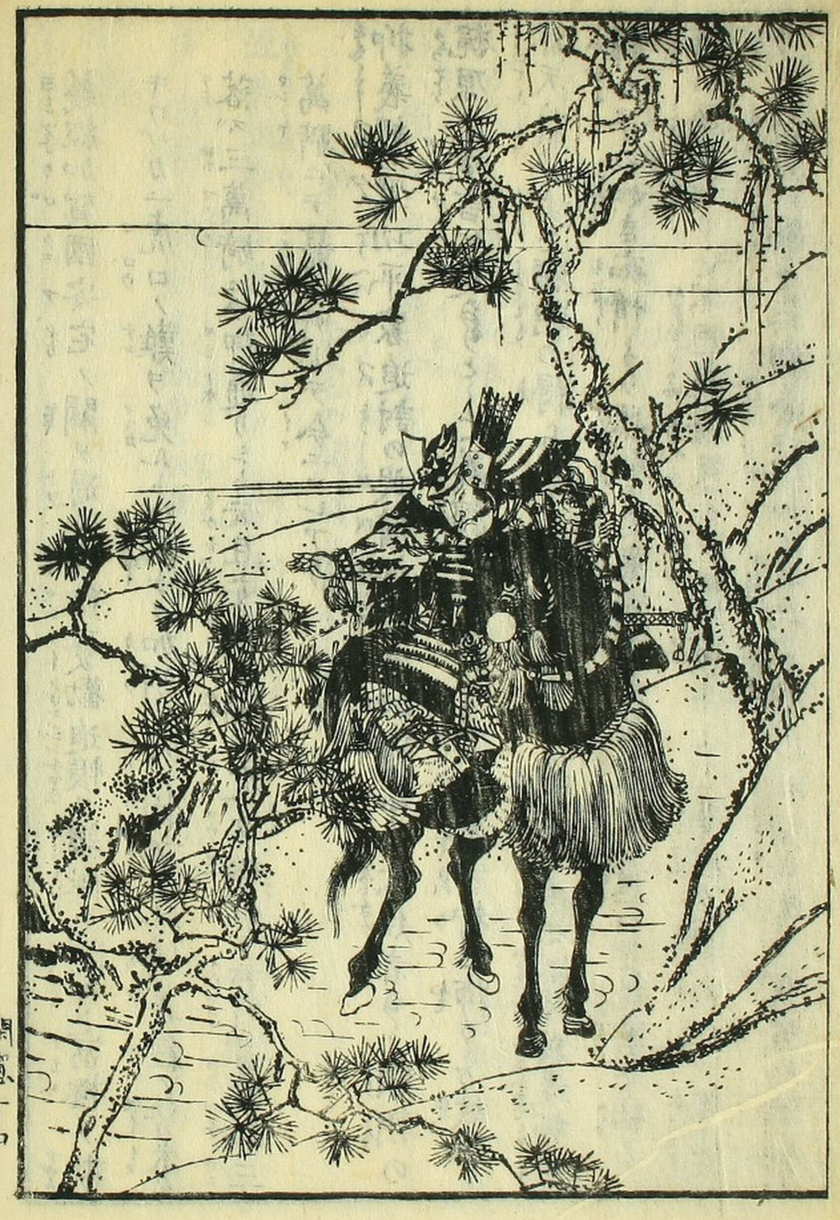

義経の智仁勇
道路ふ小児の
母を問ふ

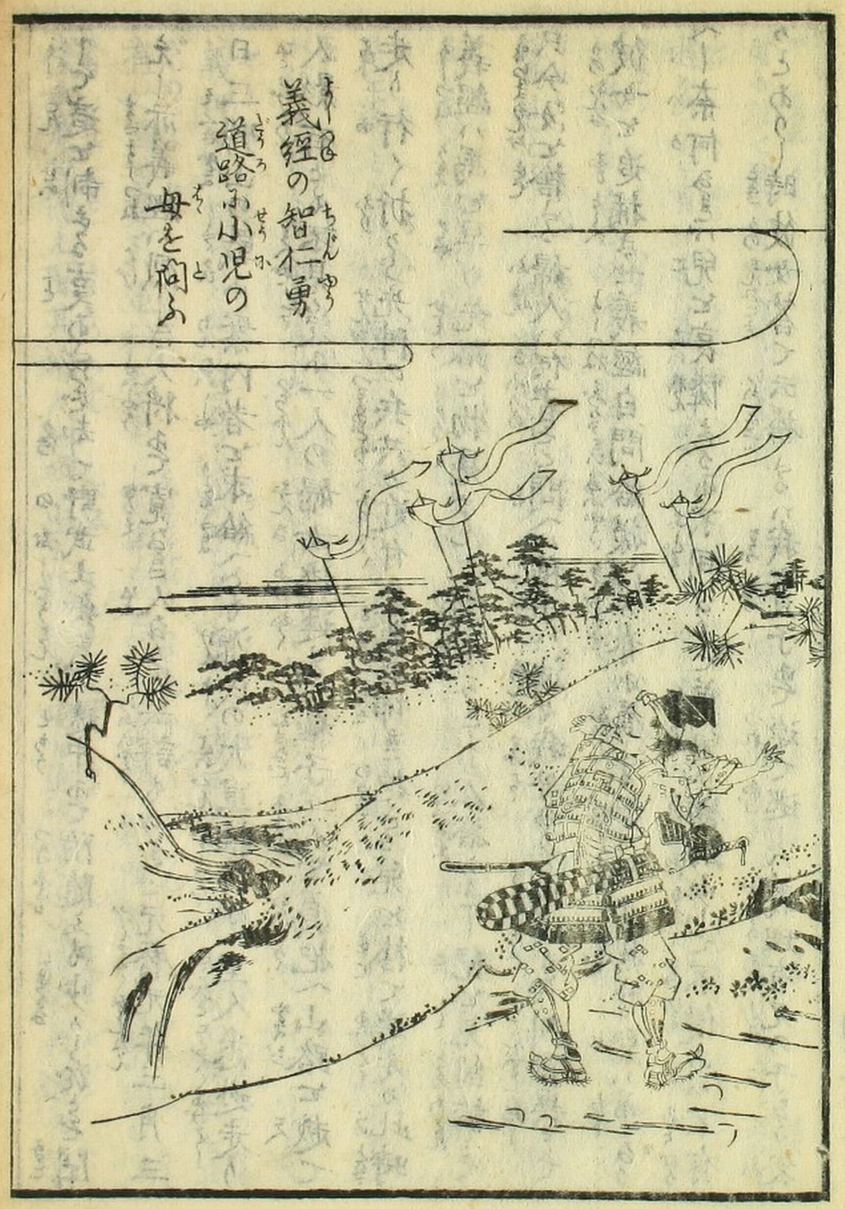

して道を制する支あらぬを却て野武士郷民の途中迄附随ふも少らぬとぞ聞え〻亦義經ハ烈しき大將也寛なき人なりと云評もあるど元暦元年二月三日三州山の戰ふ案内者を求給へども源氏の大軍推行ゆく里人悉逃走り人影有とも不見爰ふ一人の婦女逃遲まて稚子二人を負抱へ山路を越て走り行く折〻先陣の兵共が近付ふ驚き怖れ抱る兒を捨て逃走る此時義經ハ馬を早め先路を物見せんと乘來らるしが今捨らるし兒を見留憐て只今汝を捨る婦人ハ何者ぞと問へバ稚子ハ泣々我母なりと申けるバ判官異て彼女を追捕させ義經自問給據汝が脊ふ負る子ハ兄ぞ捨る兒ハ弟なるべし奈何なるまバ兒を哀憐まるふ不同なるぞ弟兒ハ猶幼少して不便ふい不有なとあるし時彼女答て云捨るい我實子ぞ連て逃るハ義理有兄の子なり父母ふ孤て便なき物なれが養育して捨ぐ〻我子ハ亦も持るべしと悲しきなるぐら捨て逃ひしと有けるバ義經ハ感涙を催し女の素性を問給へバ是則就鳥尾三郎經春と云者の妹なりとあるし〻ハ其貞烈を感賞し劬らせて宿所へ送り頓て就鳥尾を呼出し郷導ゆを彼頼ける且三郎ハ亦て曰昔漢朝ふて齊の大將兵を發て魯國ふ推入時一個の婦人長子を負稚子を抱て逃行けるを齊人是を逐しハ魯婦ハ抱る子を捨負る子を連て山中ふ逃隠齊の大將行〻ハ小兒を哀〻其母を尋出し長子を助稚子を捨る故を問ふ長子ハ兄の子ゆを義理深し捨るい悲しきなるぐら我子なりと答ふ齊の大將ハ是を聞て軍兵を止有仁國を責ていハ軍利あらぬを忽軍兵を引上本國へ歸陣せしハ魯の國の君後ふ是を傳え聞其婦人を呼出し結三千疋を與へしと云り近世無道の平

家の政ゐ似もやらぬ汝ら婦の心ざし漢朝の魯婦ゐ勝るり斯ばば義經も軍
を止まきりの事なども勅命と云ひ兄頼朝の下知なきば軍兵い止め難し示貞
女ゐ勇べき一物もゐ然とも貞女を賞せばい不可有とて鎧一両太刀一腰
を取せ給ふぞ斯情ある大将を頼朝非道ゐ憎めばとて諸國の人民が忽ゐ見捨
つべきり安宅の関を越る頃ゐ些主従十餘人ゐ零落る程ゐば行先遠き越
路をさして難ゐく陸奥へ下らるゝりめる示頼朝の下知とても未四海ゐ延敷暇
いゐと知べし然ばとて義經い文治二年ゐ都を出て文治五年まで四年が間奥
州高館ゐ安全さり是秀衡の存生と頼朝の怖る故ゐと云傳まど実い天下の
衆人が義經を不捨して鬼角ゐ勢ゐると憚て征伐年月を遅くせ給ふぞ
因て義經の愛妾静が袁を俗説辨ゐ評せ段ゐり夫い静が舞ゐよりて雨

降しとゐを訖判して曰
一年百日旱有けりゐ鴨川桂河も流まば井の水絶て國土の惱
とゐりしば諸寺諸山ゐ命て祈らせらるゐ験ゐ此故ゐ院い神
泉苑ゐ御幸ありて容色勝る白拍子を十人撰て舞せらるゐ験
ゐ静が舞ゐ至て龍神是ゐや愛ゐひけん俄ゐ黒雲ゐびき雨
降出し三日まで續しば静ゐ日本一の宣旨を給りけり
今按ずるゐ是い數日旱魃ゐて雨を催しる所ゐ舞合せるり舞ゐ
依て雨の降しゐあらば凡雩い人君の國を憂へ民を憐て天ゐ祈
らゝ所爲ゐて其至誠の感ゐよりて雨降し袁い我　朝唐土の史ゐ見
へより然ゐ左いゐくして朝爲張郎婦暮爲李郎妻穢いき白

拍子ハ歌舞せしめん天を輕しめ侮るの行ひなり如斯非礼の祭ハ愛
惑ふ龍神あらんや若是をよろこぶ意あらば彼も亦淫奔放蕩の徒
あや一笑まるハ堪しなり
右の如くの評あるとも和歌なれ雨を祈らせられしも其人の清潔まで
を擇れ支を不聞縱令ちらるき所行なりとも雨を祈らせられ御心で
せい咎奉るハとなり長井氏の評の如く雨の降べき時ハ臨こそ舞合こる
りのゆもせよ静ガ賞を蒙時節ゆそ彼等の常の行状を紀し咎る評ハ
如何であるべき殊ハ他の白拍子の身の上ハ不知静ハ舞の上手ゆそ源
姓平族の家ハ招れ酒宴の席ハい臨ども豈遊女と等しく席毎枕
を並ぶる不美あらん彼い白拍子を活業とせども心操いめでたく貞

烈撓まぬ女なるべきを世を狹められ義經ハ丹心を盡しそ花の都を振捨ら
便りなき身ハ東陸の遠き限りを厭ひぼしそ判官の跡を慕ひ陸奥までも下
らんとせり斯まぶ院宣を蒙りそ雨を祈るの志い丹誠清浄の舞の業ゆそ有
ねべし夫を淺ましと笑ひなば天の岩戸の古支も最もろうる神いきろとも
謗りなん
古昔白柏子の謡ふる歌そ飛鳥井家ハ傳ふ題を水の宴の曲と云節
奏も付てあり秘しそ不傳其詞ハ云
水のまなびてたがゆゑ西天竺の白鷺池おんしゃう許由ハ清まる昆明池
の水の色行末久しくまむとる
賢人の釣を垂しい巖陵瀬の河の水月影ぐうる夏い山田の筧の水と

ゑ

茅の下葉もとぼるゝ三島入江の氷水春立空の若水ハ汲どもく尽もせず

尽もせず

これも示結眺録ゐ載てあり此曲雨乞ゆゑ有と思ひる若くハ静ゞ

雪の舞曲ゐどゆゑ有けん

因曰静ゞ判官の跡を慕ひ陸奥ゐ下らんとせしハ實事ゐらんゐ武藏國栗橋

宿より西の方へ入る支四五町高柳村の内。松永とゐ所ゐ杉あり昔より此

杉を静の塚と言傳ふ近頃中川君の立させ給ひ碑あり静女の塚と記せ

川を隔て中田宿光龍寺と云院ゐ静女の舞衣を藏てあり此舞衣ハ静ゞ

雨を祈りく恩賞として後鳥羽院より賜りる袞龍の御衣ゐりと云然も

今又老寺

あらんゐその往古利根川の流今の如くゐらざる以前ハ中田の光龍寺も高柳

村の内ゐて元ハ高柳寺と稱せくゞ今を去る支六百五十餘年。天保十二年

の古へ壽永元暦の春の日ハ九重の都ゐ時めきて月花の詠ゐ算まられ槐

門の貴族ゐ慕いれ平家追討の大將軍ゐ支深く思われく美女も文治

の秋の露と消ぬ都ゐ遠き東路の野末ゐ残き一塊の青塚のみを哀ゐり

猶痴情ゐて云ときハ浄瑠理繪艸紙物の本ゐも多くゐくく狂言奇

語の俳優ゐも忠信静女の踊りゐんと日々月々ゐ其侠を摸く其名

を三才の子も稱くゐゐり江戸を隔る支纔ゐ十三里餘一日ゐも往

ゐべき栗橋の宿近きゐ静女の塚の在支を言ゐのゐきい本意ゐけき

又東鑑第六曰静ハ歌妓ゐて磯の禪師の女ゐり義經漂泊の後

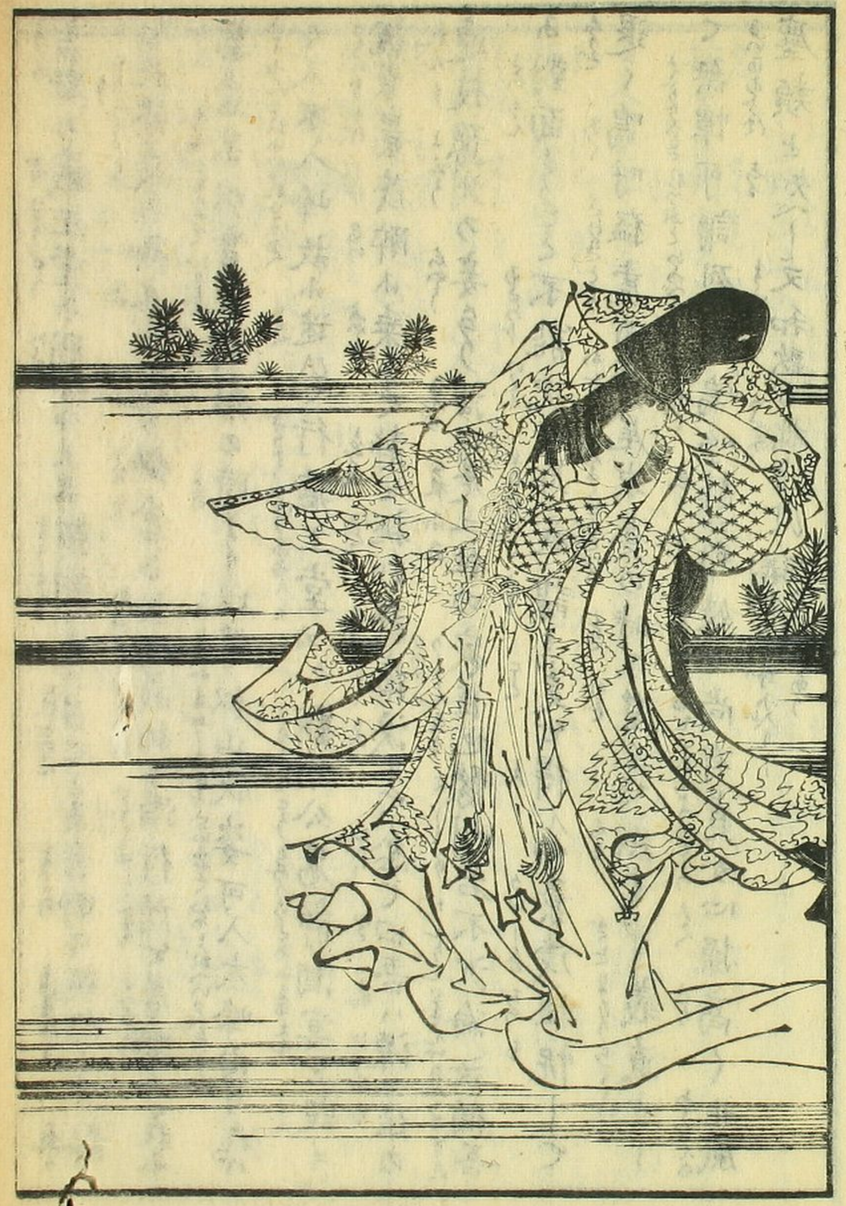

日光道中中田驛ゟ
岩松山光龍寺の什物
靜女ヶ舞衣の形を其儘ゟ
うつせーあり実ハ西ゟの
恩賞ゟ帝より賜りし
御衣ゟりとゟ羅ゟ縫模様ゟ
織出せーものゟ古代の物ゟ
不分明凡衣の丈
五尺余あり

吉野の藏王堂に到る中文畧 頼朝より呂之とき吉野の執行より静
を北條殿の御亭に送る鎌倉に於て義經の潛行所を尋問るれに
答るに不以實云別離の時より以來似山伏次女可入大峰由るれば
女人不入峰故に迷ひて行藏王堂云々 頼朝公為静酒宴を設く
梶原景茂醉に乗じて静を挑む静落涙して怒て曰吾ハ源二位の
連枝豫州の妾なり汝い是二位の家臣也豫州若不沉淪汝猶吾
に對面ることを不能況や即我謀る支を得んや景茂忸怩して
退く嗚呼猛虎も振尾求食の時に堅んで然も守義直言し
て無憚可謂烈婦嗚呼静ハ雖妓女尚有貞女心操高く非風
塵類と知べし又和歌も拙らべ（義經の吉野に入り時の詠歌あり）

吉野山峰の白雪踏分て入ふ人の跡ぞ戀しき
按るに判官の偽山伏の支い静女が言ふ依て其潛行を捨穿せられしの
るべきを正しき事實と心得て今ふ沙汰を東遊記ふ云義經山伏の形容ふ
偽て出羽の三瀬と云ふ所まで落行此所い奥州の領地ゆもや在けん最早
潛行の妨ハ有まじ山伏の姿も是まで有りと同行の笈と此所の氏神の社ふ
殘し陸奥へ立越らるべしとぞ當時に其社ふ義經主従の殘し置まし笈
七ツ有（三瀬と云所越後と出羽の國堺間ふ関より三里ありとる此関の山の上ハ葡萄峠とふ
難所あって海辺より実ふ要害の地なり越るふやまぶしと記されし）
平泉の中尊寺ゆい龜井の六郎が笈今ふ傳て一ツ有這を證古とする節ハ
義經主従の偽山伏ハ實事るべく思ふ人も多くん静女が陳じる支
を是として偽山伏を捨穿る鎌倉の下知ると覚ゆるよりや義經一旦ふ

山伏ハ出立ちとも安宅を越て猶るけき出羽の國までも山伏の形容ぞ
行べきる三瀬ハ残りし古笈ハ羽黒山湯殿山なんどハ詣し修驗者ハ其時の
沙汰ハ怖まを笈を捨置いるものなるべし

判官都落の考證猶多
けんとも笈をけれいるハ記憶

第三　能毒の云觸ちゞ

俗説ハ蘘荷を食ままゞ魯鈍ハるるといひ又記憶を悪くまるものなりと云
其故いと尋ぬれいめるゞハ釋迦の門弟の般特ハ墓より初て生出しものなり
般特ハ愚ハして我名をも忘る程なれい名を書て首ハ掛て歩行し者なり其塚
ハ生しる草なまゞを名を荷ふと書て名荷と名号是を食ままゞ心氣を潟
記憶なるしむ依て茗荷の異名を鈍根艸といふと言り此説何者なる妄りハ
作出しを愚蒙の輩を誣誑惑ましを最憎けを先般特ハ故事なるハ天竺乃

事なり天竺ハ名荷といふ字なし亦名を荷ふといふ意ハ梵語を翻譯まゞ
荷名と讀べし名荷と續るを且めるゞとらふハ倭名を音ハあらぶ。ゆゞとも
云り此艸の狀薑ハ似て柔なる故ハ薑ハ對て蘘荷といふなり背ハ夫の
倭語。女ハ婦の。倭語を剛柔を別ちて名ばけるものなり。男と
云心と知るべし本名ハ蘘荷也覆葅とも嘉艸とも異名を呼ど鈍根
艸といふ名ハ決して亦其性も心氣を損まるものハあらぶ本艸綱目
ハ曰不祥の邪氣を去り蠱毒を解し瘧を治し沙蟲の毒蛇の毒を解を
稲の芒ハ麥の芒の眼ハ入しる時ハ蘘荷の根の汁を絞り入てよし然ハあう
も藥を服まる人ハ聊遠慮まべし灸く食まる時ハ藥の爲ハ悪し是奈
何といふハ諸の毒を消を也なり

第四　奇才の賤妓

中昔の頃箕田の辺三角とらゐ所の局女郎ゐ於松と呼ぶ者在けり
今も東の俚俗其名を語り継て塵塚於松と云傳ふ抑此女子の素生
を如何ぞ人の處女とも知まる噂い更ゐなけまど最珎らゝき奇才女ゆて
江武の地ゆてい三才の小兒も這を呼ぶ元來賤げる育ゆい不有けん絲
竹の業筆の跡も拙ゝ挿花さえ上手ゆて女子の手業何事も知らぎ
こらゐ品あらぎとを殊ゐ敷島の道ゐ心深く顔ゝもちの光艶愛敬るのぞゝの和
らゝるゝ楊太真の美麗ゐ勝りて野暮るゝぞ小町姫の古風い仮らぞ婀娜あ
ぐり人品尊尊く衣裳の好ミ亦風流ゐ面白く身の柔撓るゝ漢の飛
燕が輕容ゐ類べゝ係る愛玉閨秀の美質ゆい高貴の内室朱門乃

塵塚の於松ヶ
詠哥を
賞して

名ゐ
於松の
末あぐき
史ゐ
開く
花の云の葉

教訓老人

公子の令寵とせらるゝとも更に恥じげなき生立ふ在るゝふ如何なる賤しき
勤めを業とする支ふありぬるゝよりや苦界ふ沈淪かゞ薄命があまバとて
浮河竹ゆも其品あり於松が艶色とゆひ萬の藝も備つまバ松の位の中ふ
も入山形ふ二つの星の光り輝く全盛ふるゝべき身を果るゝも一疊半を玉
の床遊廓通ふ公子ありとも曇い奴僕凶人の不良族ふ會釈して明るつゞ
き葛城の神ゆいあらぬ後朝ふ寐乱き髪の愛敬深く客待つ宵の化粧い
笹蟹の歌を詠じる衣通姫の俤ありて心ふ有ぬ路次板の歩行せらゝき
愈を見うけて在鎌倉の武士達やよ倚ゆひね町方人といとも可笑洒落
の婦人彼板橋雑記（今唐土名妓傳）ゆもいるゞ載ざる稀代の妓女と其頃も
心ある人ハ忍びくふ音信て和歌の友とゝ才色を愛貴きを以て賤しきふ

下る謗りを厭ひもぽりけきども於松い出身の懸念ゆく才ふ秀らぬ卑下も
せぬ身ふ應じる情と意地い同じ流きのあそびふ越て玉てふ數い長屋の
長さり爰ふ或時の支ゆりゝゞ最美々ゝき出立ゝる武士の実ふ大身
の子息とも察せらゝ壮年が於松の許へ至り然も尊大ゆる趣ゆて如何
ゆゆ汝が松と云遊女ゆる賤しき者ゆい似もやらぬ蜂腰を口ぎもとう聽ゝ
係る者ふい珍らゝゆり詠吟い兎も角もふきらゝゝふぬ言の葉が一興ゆり
何ゆりとも詠て已ふ與へと最馴侮る風情ゆりけれバ於松ハ其押柄ゆる
を心憎く思へども臆ゝうと思ゆるん支の悔しけれバ求ふ應じて命畏こゝ
ひぬ何ゆりとも題を玉ゆまと有ゝうバ彼武士ハ微哂て汝があゞ名を塵塚
於松と呼ゝうれバ其名を直ふ題とゝて詠出よを言ゆまゝ時於松ハ

も猶豫せ

塵塚の塵ゐまぐる松むしも聲いまぐしきものと知らぬや

此松蟲の歌を詠て出しけるその武士も案の外とや驚けん碾磑として

久帰り行しとぞ這い下聞を恥て弥學びもと古人の言し痴漢なるち賢愚

尊卑の順逆せる今ゐてゐぬ支とらのごも嗚呼憐れむべき才女の薄命

憎らべきい武夫が痴ゆして尊きゐ在る看官心あらば教訓の一助とな

らんち塵塚と呼しい彼女の住所ゐ近くちりづかのあり〜ゆとぞ

這お松の身ハ賤くして心清らるゐ付て思ひ出しう俳仙其角の句ゐ

梅が香やこ食の家も覗るこ此句の旨趣い非人こ食の家の賤しく

妨嫌も梅の薫の清くゐのふ傳へ柴生の垣の戸ゐ漏れたい風雅人もきし

覗きて内ぞゆしと思ひゆしるる支ぞしと梅ゐ喩こ教訓の心をちゆし名吟こ

かるとこと深山ごもの朽木ゐれ心い花ゐるきば成ゐんと教の歌ゐ同じ實ゐや

姿の花ゐ日毎ゐ繕ゐて他見の尊き人い妻けれど心の底ハ非人ゐも劣れる類の

人もゐまバ如何で非人を賤しむべき羽生の小屋ゐも君子の風義を自ら守る

俊才ありて乞食の身ゐも梅が香の芳しき功ゐるるぞや近き頃歌道の名譽

世ゐ高くる海野何某何所ゐその事ゐりけん仲秋の月の夕客人ちと酒汲

らし玉ふ折しも端近き席の窓の下ゐイしこ乞食をゐへして酒肴を施

玉ひけるが其乞食の奈何ゐるるの薄命ゐ非人と零落してゐるら其座ゐ連

るるし客人の戯むまて如何ゐやその男よ賜りし酒肴の礼まうさぐら何ゐるり

ども一言の奥を備へよと有けるバ彼非人ハ畏こくも筆紙を乞てさり書ゐ

武藏野に餘るぞうりの報謝る

とぞうりて椽の端に捧げ忽に走さりしとなん這いつぐりに三と世四年のさきの日ゆて昔話てふ類にあらねば今も何所にか漂零あらん晋子の發句とまらの奇人を思ひてくて兒女童男さもの姿の花のゝ繕つぞ羽生の小家の妨嫌に梅が香高きいさかしの志操を色どり玉ひねらし世にありしが幸なくとも知る人ぞ知る譽い有るんさきば古歌にも深き夜の窓うち雨に音せぬい浮世を軒の忍ぶるりけり

第五　俚俗の異說

古くより俚俗の諺に木乃伊取ぐ木乃伊に成とふ諭を尋常に云傳ふ其起源を奈何ぞと尋れば木乃伊の出る國い赤道の下にある國ぞ極熱の地方なり（赤道の事い地球の圖說を參し看べし）其所に最廣々る砂地あり其辺を往來する人い出て製造る車に乘て過る支なり萬一誤て地に落ぶ忽に焦まて木乃伊とるる亦其木乃伊を取らんとて土の車に乘て行者あり其者も乘る車が破まるる崩まて地に落ぶ同じく木乃伊になるとふ是全く據なき妄說なり木乃伊の支い陶九成が輟耕錄に出ぶる其說に曰木乃伊い天方國の人年七八十歳になぶ身を捨て衆人を濟んと願ふりあり飲食を絶て唯身を潔め蜜を食とし月を經て便溺二便の悉く蜜のごとなり既に死まるに及ぶ國人集りて死骸を殮るに石の棺をもらえ平も漏ざる樣ゆして棺の中に蜜を入て骸を漫し石をもて蓋とし棺の外に年月日時を鐫付て是を土中に埋む百年の後を俟て蓋を開封

ときは棺の中にくゝ蜜劑とるゝて有るり這を則木乃伊とゝふ抑木乃伊ハ何の藥ゝ用るりのぞと尋まゝ打傷の妙藥ゝ如何る怪我るりとも此木乃伊を少許服る時ハ忽ちゝ平愈とゝり此木乃伊ハ天方國の中ゝ住人とゝども得る支難く依之是を奇藥と尊むと云傳ふゝ一名蜜人とゝふとぞ何ゝゆゝて戎國の所行ゝて神國るどゝハ忌嫌ふ所爲るり俗諺ゝ無物喰ふゞ人の癖と云事あり實人情ハ得ざきと尊ゝ常ゝ有て大益有るゝを輕んゞ賤しめて信ぜゞ夫神仙の良劑も製ゝ難く求ざきりのゆハあらぞ或人仁德の心ありて養生の藥を世ゝ告んとせらゝ時其人の求ゝ應ゞ傭書くるゝを亦他人の爲ゝ記ゝ

枸杞ハ養生の仙藥

老子曰人生まゝて百歳をゝて限とゝゝ節護者ハ千歳ゝ至るゞ人事をるりて意を累さを淡然とゝて無爲るれゞ神氣自ら滿て不死の藥りとるゝと亦彭祖が曰人身虛無るれゞ衣を思ひぞ食を思ひぞ思ひるけれゞ心勞せゞ神極らぞゝて千歳を得べきるりとかくハ有れどもるゝくゝゝ仙を学ぶの人るらぞいりで思慮るゝ活業られんやまゝ神氣を労せゞとも生得虛弱るる者ハ病の爲ゝ神心散ゞて天壽を保の術るゝくゝん既ゝ拙老多病ゝゝて中年ゝ至るまゝ春花秋月をも籠居ゝ看もせぬことの多るりきまゝハ愁眉とひらゝく由るゝ一向針灸藥餌をもとゝ病苦を忘まんとまるのゝるりゝを或人一方の良藥を教へくるりゝより今ハ三十余年來病を忘れて

平安せり抑その藥といふハ最もとき一品なり製するもまことにふぎ世の人
一統ハこれを知る枸杞を煎じて常ハ服せばうるほ延壽の妙劑なりと
ぞふ服して腹を和らげ精を益ましと神のおとしされバ拙子ハ枸杞の枝
葉を一連ハ刻み蔭干ハして貯へ置焙燼ハ乾し日毎ハこれを茶のゝりと
るせしより三四年ハして持病を忘れ五六年ハして壯健なるまと正ハ還童の
氣力を覚へ枸杞ハ齢を延ばすハ今六十余歳を保ちより生を貪る所為
ハあらねど病を除れし嬉しきハ世ハ在人の親疎を論ぜずこの枸杞を
服して補元精盛の功を得せしめ自然萬病の愁ひを除き天壽を保ち
しまへんことを願ふ拙子が丹誠の老婆心を普く十方ハ告さてまるのみ
本草綱目ハいハく

枸杞の一名を仙人杖まと西王母杖ともハふ補腎藥爲滋補藥堅
筋骨不老易顔色明目ハるまと令人長壽るハふしむ壯心気去皮
膚骨節間風用枸杞煎湯洗澡令人光澤
○是本草に載る数百の効能よりるぶらハ一二を略してまるに
圓機活法　これハ神仙を学ぶの古支なり
枸杞を烹而食之忽覚身輕飛峯上
康熙字典　枸杞の篇
枸杞地骨服之輕身益氣
兩大師傳記
枸杞ハ心氣を壯ハし五労七傷を補るハの傳を記せり

○右ハ記もとゝろハ只枸杞の能ありて昔より仙家の奇藥と尊
〻し證古ハ諸書を略〻引るの〻委〻〻〻本書を讀べし

第六　人麿の奇説

或人の話ハ云「ほのぐゝとの歌ハ人麿ハあゝ〻今昔物語ハ小野篁
隠岐國へ流され〻時船中ゆてよゝ〻と記せ〻〻〻古今集ハ讀人知ら
ずとありとゝ〻予ハ両書ともハ亦難波の僧契仲の餘材抄ハ解所さ〻
りありとて識者ハ去ることを感ぜとゝや

ほのぐゝとあゝ〻の浦のあさぎりハ
嶋ゝ〻を行船おゝぜおゝハ

風躰抄ハ云柳本人麿の歌なり此歌上古中古末代まで也相なる

る歌なり顯照注ハ曰夜のほのぐゝとあらむ折を夜のあるとゝ〻べ明石
の浦と明行空のおがろハ定らぬ心なり夫を明がのとハりうをといい
り契仲曰是までの注ハ能て是より下ハ皆覚束なゝ故ハ更ハ注
ぬ先是を心得るゆへ　萬葉廿卷の歌ハ

あゝとゝいかゝ〻され時ハ島ゝきを
漕ゆ〻〻船のゝ川きゝちらぎも

ゆとさきハ波なとゆひちらべゆへ
子をゝ〻妻をゝ〻おきて〻〻もきぬ

もゝじめの歌ハ難波ゆてよる歌なり人丸の歌ハ明石ゆてよゝれば所
まゝそ異なれ歌の意大なゝ同じあゝときハ暁なりかゝ〻され時ハ夕暮

加茂翁より相傳
人麿の像

白衣ゐて同じ地紋
唐小赤紐を掛とり
皆ハ白糸皮ゐて製也

古人
狂歌堂所藏
後素園寫

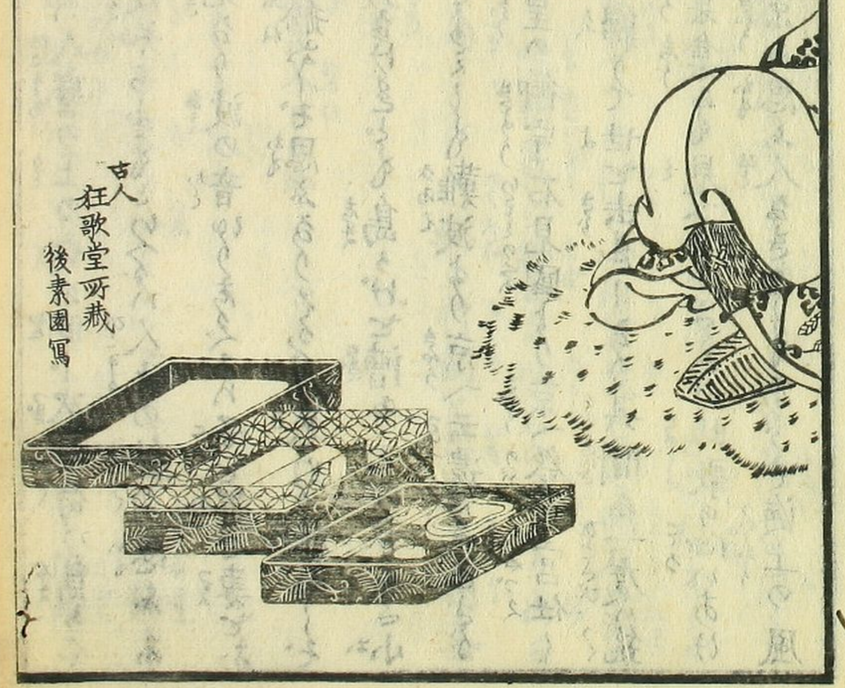

ゐり島うきい島陰ゐり然まバ人麿の上の句ハ同じ次の二句ハ島うく
き行船おゝぞとゐるハ同じ便知らぎもとゐるハ人丸の結句思ふハ
當まり次の歌のゆきぎ紀ハ行先ゐり波の音ゆりまぐゆハ子を置き妻をお
きて來ぬるとゐり是まさ人丸の船おゝぞ思ふゐりまぐ來ぬる旅おゝぞ
思ふゐり初のうさい難波ハ島いるけまども島うげを漕ゆゝとゐりまぎ小
野笹生の八十島うけて漕出ぬとよゝゝも難波より京へ云遣いきまさる
を思ふぐゝ抑人丸い持統天皇の御宇石見國より京へ登り宮仕く
文武天皇の末ハらゝて石見へ歸りて世を去まゝゐり其間ハ一度ハ筑
紫へも下らゝ其歌ぐも萬葉集ハも見へゐりさまバ此歌の心ハあけ
ぶのハあゝゝの浦を漕出るとて京ハ思ふ人ゐきゆゝもあらぎ海上の風

波も又知りぐゝ折哀ゐる朝霧ハ胸の中ハも満て多くの島々を隠くき
行らん船の行衛をゐけて種々ハ思ふぐゝ其心を島うくき行船おゝぞ
とハゐゐゐゐり實ハ朝ぎりハ島うくき行と心得る故ハとそ明石の浦の
島の有無を論むる樣ハゐゐゐり唯朝霧の紛まハ明石の浦ゐり出る
とて行末遠く八十島うけて島うくき行船の行衛を思ふと心得まぐ
論ハゐゝ又萬葉集ハ人麿

とゐゝ火のあゝゝの灘ハ入日ゆゑ

漕ゐまゐん家のあゐ見也

此類のまゐゝの法いでハ語る一奇事有り今よりハ天保十二年二十餘り
の以前文政年間予ぐ友人梅林舍南鶯の爲ハ学文の師ゐる茶佛と

いふ先生武州多磨郡大宮前松唐村の産西國に遊行の節石見の國高津の
号に天牧別号を茶佛といふ
在土多の郷人磨塚に詣でらるゝ其時人丸の子孫四十六代相續
の家ありて代々久しき百姓にて名を喜多羅井と号
何兵衛とも何右衛門
ともいへ只喜多羅
井とのゝ昔より前々より困窮の活業にて代々魯鈍なる者ばかり血脈にて相
らひつゝ名
續し何れも愚直無欲なる主人がはべり何の世にも我こそは栃本人磨
の子孫なりとて系圖をひけらかせ心の者も歌一首を詠出る樣なるものも
生まれ支なし是先祖人丸の利益なりと近隣の者は云傳ふとぞ夫を
奈何にと尋ねば利口の邦家を破るを禁るといふ意にかなふ答なりなま
なるに学才利口の者が生る時は先祖を言立て歌所を立んなどく不及の
願を發し家名の自慢などをして果ては家をも失ふをあぐし愚直にて

百姓を業として在ば四十六代の間無事に相續をなせしといふ案ずるに持統天
皇の御宇より今天保十二年まで凡千百五十余年に成る旧家なり如此舊家なる人に領主津和野侯より千
坪の除地を賜りて年貢を免許てあり毎年正月元日年頭の御礼
として津和野に登城まとらるゝ此家に茶佛先生が止宿を求めて泊し
時旅僧一人來りて泊り合せしが人丸の子孫なればとて喜多羅井に
向ひ詠歌をもとめたりしに喜多羅井は例の魯鈍人にて大ひに迷
惑して歌の道なんど言ふいはるゝも知らずと斷れども旅僧は更
に申さば是非にと求めければ實に喜多羅井は當惑し首を惱し
ありけるが忽然として一首の歌を吟じ出せり
言の葉をとらまして何と石見潟

人丸塚のうへに住めども

とあり けきバ旅僧も茶佛も感吟してうろたへといふ然ばこの人常に他見を欺きて偽阿房のやと疑ひ糺まし一点ぞうも左様の支ゆいあらぬ全くの愚直なる心より求ル應ぜねバるゝぬと思ふ當惑の所為を先祖人丸の神靈の感應あるて斯る歌を自然に喜多羅井が詠吟せ〜りのうぐ〜と語らま〜といふ

先生ゆへ今ゑを繁昌せゝる南嶌もまゝ予をあぎむく人ゆへあ〜ぼ実録

音宮いまくらも疑ぐ〜なられ茶佛ハ俗姓を岸仙藏とのゆへ正直篤実ゆへ信切なる偏

第七　猫の忠義

遠江國蓁原郡御前崎とゝふ所に高野山の出張ゆへ西林院といふ一寺あり此寺に猫の墓鼠の墓とゝふ石碑二ッ有りそもく此所ハ伊豆の國石室崎志摩國鳥羽の湊と同し出崎ゆへ沖よりの目當に高燈籠を常燈とゝてありさまゝ西林院の境内に猫塚の由來を聞に或年の難風に沖の方より船の敷板に子猫の乗さるゝ波に揺られて流れ行を西林院の住職い丘の上より見下して不便の事に思ひ舟人を急き雇ひて小舟を走らせ既に危き敷板の子猫を救ひ取やゝて寺中に養ひけるゝ畜類とゝくども必死を救ひ〜大恩を深く尊く思ひけん住職に馴てその詞を能聞解片時も傍を放まゝ斯る山寺ゆへ能伽を得さるゝ故ゆへ寵愛せ〜ま〜ゝ年をかさねて彼猫のたゝく〜も十年を過し〜適ま逸物の大猫とゝり寺中ゆへ鼠の音も聞支ゝり〜ゝ尓て或時寺の勝手を勤める男ゝ榑の端に轉寐して居さり〜に彼猫も傍

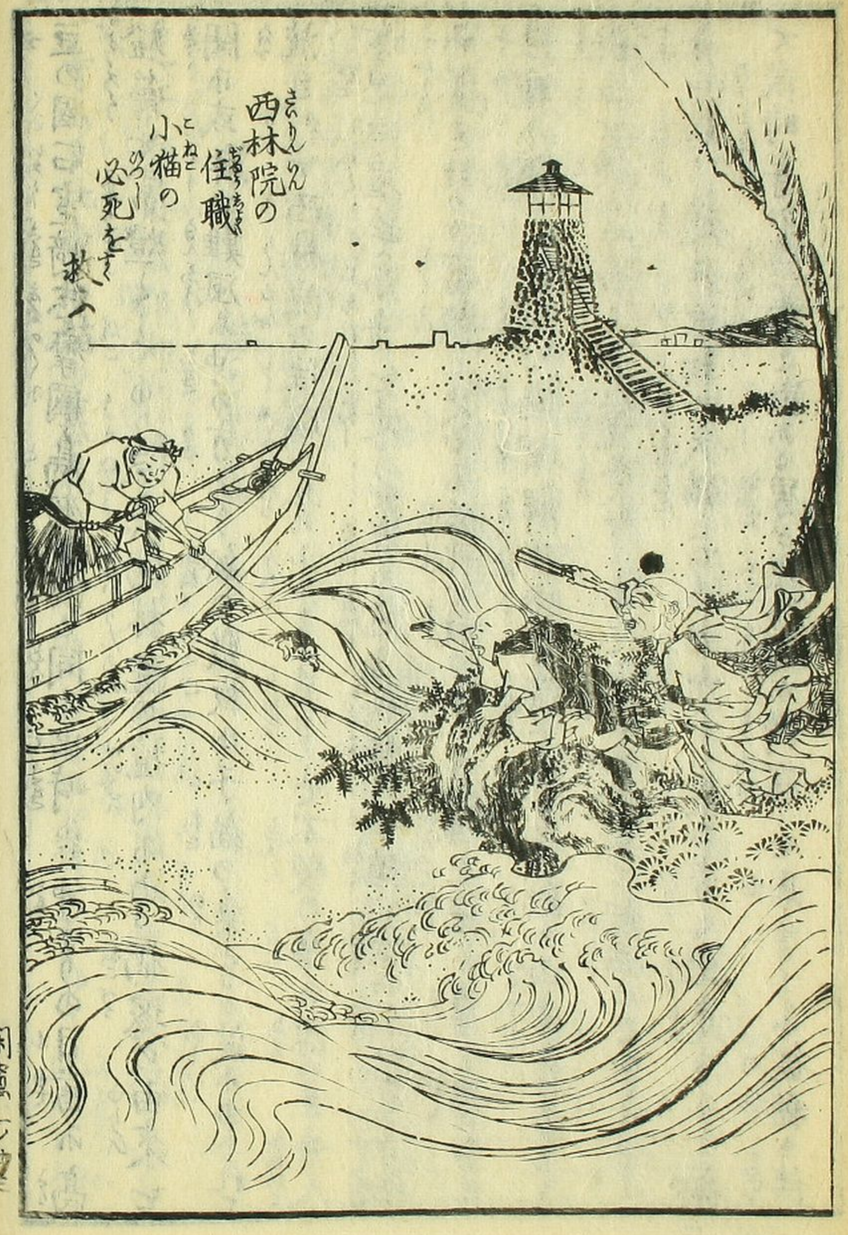

ふ居て庭をあるくあり〜所〳〵寺の隣なる家の飼猫が来て寺の猫ふ向ひ日和も宜〜けまバ伊勢〳〵参詣ぬらといへバ寺の猫が云我も行さけまど此節ハ和尚の身の上ふ危き事あまバ他〳〵出難〜といふを聞て隣家の猫ハ寺の猫の側近くまゝ寄何やら咡き合て後ふ別き行しが寺男ハ夢現のさゝひと覚む首をあげて奇異の思ひをるしけるが其夜本堂の天井ふて最怖ろ〜き物音〜雷の轟くふさとなるゝ〜此節寺中ハ住職と下男なるり住て雲水の旅僧一人止宿て四五日を過〜居るが此騒ぎふ起も出ず住持と下男ハ燈火を照らして彼是とさゝぎけまでも夜中といひ高き天井の上なるまバ詮方なく夜を明〜けるが夜明て見まバ本堂の天井の上なる生血のまゝくりて落けるゆ捨おるまバ近き傍の人を雇ひ

寺男と倶に天井の上を見せしまゝ彼飼猫は赤に染て死し又其傍に
隣家の猫も疵を蒙りて半は死しかるが如し夫より三四尺を隔て丈け
二尺ばかりの古鼠の毛は針をうゑたるが如きが生じかる怖ろしげなるが血に染
りて倒まいまゞ少しは息のありふ様なりければ棒にて敲き殺しかうくに
下へ引おろし猫をばさゝぐ介抱しけれども二疋ともに助命ぎ彼鼠は
あやしひらみ旅僧の着て居たる衣を身にまとひ居たり彼是と考へ察
るに旧鼠が旅の僧に化て來り住職を喰はんとせしを飼猫が舊
恩の爲に命を捨て住職の災を除きしなりと人々も感じ入頻て二
疋の猫の塚を立て回向をし鼠も最怖ろしき變化なれば捨おくべ
と住持は慈悲の心より猫と同じ様に鼠の塚を立て法事をせられしが

今猶傳へて此辺に往來の人の噂に殘り塚は両墓ともに寺
中に在 予が文人傳菴桂山遊歴の節に此に出せり

第八 朱肉の製法

或書に朱肉を製する法をかくしたり丈に朱を交へ白ごまの油と唐
蠟のよろしきを練合て朱肉に用ゆといふ甚よろしからぶ朱肉は斑枝
花を湯にて煎じ浣水を脱て干かわかして唐胡麻の油を交てかくるる
が最上の製にて朱の色もうつくしく出るなり 唐胡麻の油は藥店

第九 九月蚊帳

俗夏に九月の蚊帳へは丁金を画き付るものなりとて紙に書て蚊帳の
隅に結び置夏なり何の故なるか知ぬ物理小識に曰夏月線染て蝙

蝠をまゝらく蚊帳に付る清朝人が長崎に來りて始りそを
を誤り傳へて厂金を付る樣に成りしと語る人ありしが然もありなん
蝙蝠は蚊を好みて餌食とせり又蝙蝠の糞を夜明砂といひて眼病内
障の藥に用ゐ夜明砂は則蚊の眼玉なり這等の支を思へば蚊帳に
厂がねを付は誤りて蝙蝠をも蚊の爲めに禁物にて蚊を除るの兇法
にも成ぬべし

第十　芝の地名

江武の地名を彼是と詮穿して舊證を著し尽しなど猶その說
の行屆かぬ支もあるにより芝といふ所の名は海苔をとる鹿麤菜を
濱辺に多く芝置し浦なれば柴浦と呼しより柴も鹿麤菜も同じ

樣なるものにて海苔鹿麤菜ともいひ芝口の町名も是より起原しなりとかゝるに
記しなれど品川の辺にて海苔を取製るに最あらしきことにて芝の名はな
るに古し淺草海苔の考證の段を看て知るべし　此書の外二編にも物の名を詮
穿せるに餘りに考ぐを過せば却て的らぬ事にも云出むるにより芝といふ地
名は海苔麤菜のあるに濱辺なれば最おろかなる考證なりし　薄尾
花の艸深き武藏野の原の端にいとりて草の淺き所を淺草と云初し如く芝は
芝草のゝ生茂りし土地故芝浦とも芝濱とも呼來りし名と云り文明十二年
の頃太田道灌の歌に

露はぎき路の芝生を蹈ならして
駒に任せるあけくまの空

文明十二年ハ今より遡て三百六十餘年の昔なり其頃ハなほ品川の辺ハて海苔あるを採事ハ夢にも知るべき様ハなく唯さらば海苔麁朶の沙汰なんどのきらくしかぶき事ハあらじと思はるる既ハ三百六十餘年以前ハ芝とふ名あり

しを推量べし亦更級日記ハ載る竹柴寺の故事を引て竹柴の郷とふひしを後ハ竹とふ字を畧て柴の郷とふひ又後々ハ柴とふ字を芝と書くさる名ゑ

まとふも弥々うるさし唯昔より草芝のゝ生し土地ゑれば芝と呼るふ所ゝ地名

ゑ浅草とふ名ハ同じと思ふ宜べきゝ道灌の歌ゑ草芝のゝ生し原なりとハ知らるるるもの

第十一　上野の長毛

上野の國甘樂郡山中領の内楢原村新羽郷ハ當時の新羽村神流川とふ河あり

永禄の昔武田晴信入道川中島合戰の時ハ小田原の北条勢を防の爲ハ板橋を掛置き戰の時ハ臨んで切落まべき用意なりしと其後慶長の頃洪水の節ハ彼板橋ハ最あやしき毛の流るゝを在りし土地の民等ゞ見とめ拾ひ上て見るハ毛の長サ三十三尋餘有其色黑くして艶うるはしく抑何の毛なる事を今ハ難村人等驚き呆まて種々と評義しけるゞ其侭ハ捨置もいかゞなりと其頃名高き上手の卜者ハ占ひ世或ハ湯立の祈りなどして是を問ハ這毛ハ同村野栗權現の流し玉ふ所の陰毛なるよし湯立の現ゞ云しゝゞ夫より彼社へ贈り納めぬ當時ハ陰毛の宝物とて名高し又毎年六月十五日祭礼の節ハ神輿を渡を後より其陰毛を箱へ入て是を持歩行たるゝくしもとふその後ハ板橋とりけるハ毎度水の爲ハ損ゞ長くとりとねゞ是神夫の亟玉ふ故

ゑらんとて今ハ土橋ゆゑせ〜とハ

這い餘りふさゝけら〜き說ゑまども實事ゑまバ謗り笑ひて言破り難

〜覡ゞ云ふる神の陰毛とハハ更々ふ信ゞ〜ざけれど彼陰毛ハ今もあれ

奈何ふも奇異の事ゑゞありけり毛の長き丈三十三尋と云バ凡其八尺二

十丈ふ及ぶゞ〜天地の間の廣大ゑる量り知られぬ事ゑゞら餘りふ

怪〜き說ふして予井蛙の見ふ何とも是を評ゞざゝり這ふ一說あり抑上

野の國とハハ上代ふ毛の國と稱〜を二ヶ國と〜上ッ毛の國下ッ毛國と唱け

るをハ〜ゝ毛の字を略〜て上野下野と書事ふゝり〜ゝり上毛と略せ〜所

書を悉く弁へゝる人も稀ゑり夫五穀野艸の生ぜざる所を不毛の地と云

地ふ艸葉の出るも生物ふ毛を生ぜるも同ド理ゑりさゝを以て思ふふ

上野を毛の國と呼〜ハ五穀野艸の夛き地ゑるゆへふ稱〜國の名ゑりと思ハ

居ゝり〜ゞ彼野栗權現の社ふ納め在所の毛の世ふ稀ゑるを思ハバ國初の昔

此國の何所ゆゝ生ゞゝるゆへあらざゝる夫故ふ毛の國と云初〜ゝも知る

べゝらゞ又地ゝり毛を生ぜ〜事和漢ふ例夛けゝバ人の躰のゝ黑き毛の生ぜる

ゆへハ極難〜斯云ゞゝて野栗權現の社ふ納有毛を證古ふ毛の國とゝ〜と

愚ゑる說を可と思ひて記ゆへあらゞ予ゞ門弟ゑる春笑ゞ親き友ゑる上野

の何某ゞ告ゝる實事ゑりゝて此頃閑窓ふ來りて瑣談の席ふ語り〜ゝら

バ因ふ依て國の名を毛の國と云〜上野ゑる新羽村の長毛ゝり此說を

爲〜ゑれバ猶是ふまゝゝら考證を看官ふ乞願ふゝて　鵜鶏貞高拜

晚進魯笔

閑窓瑣談卷之一ゑ
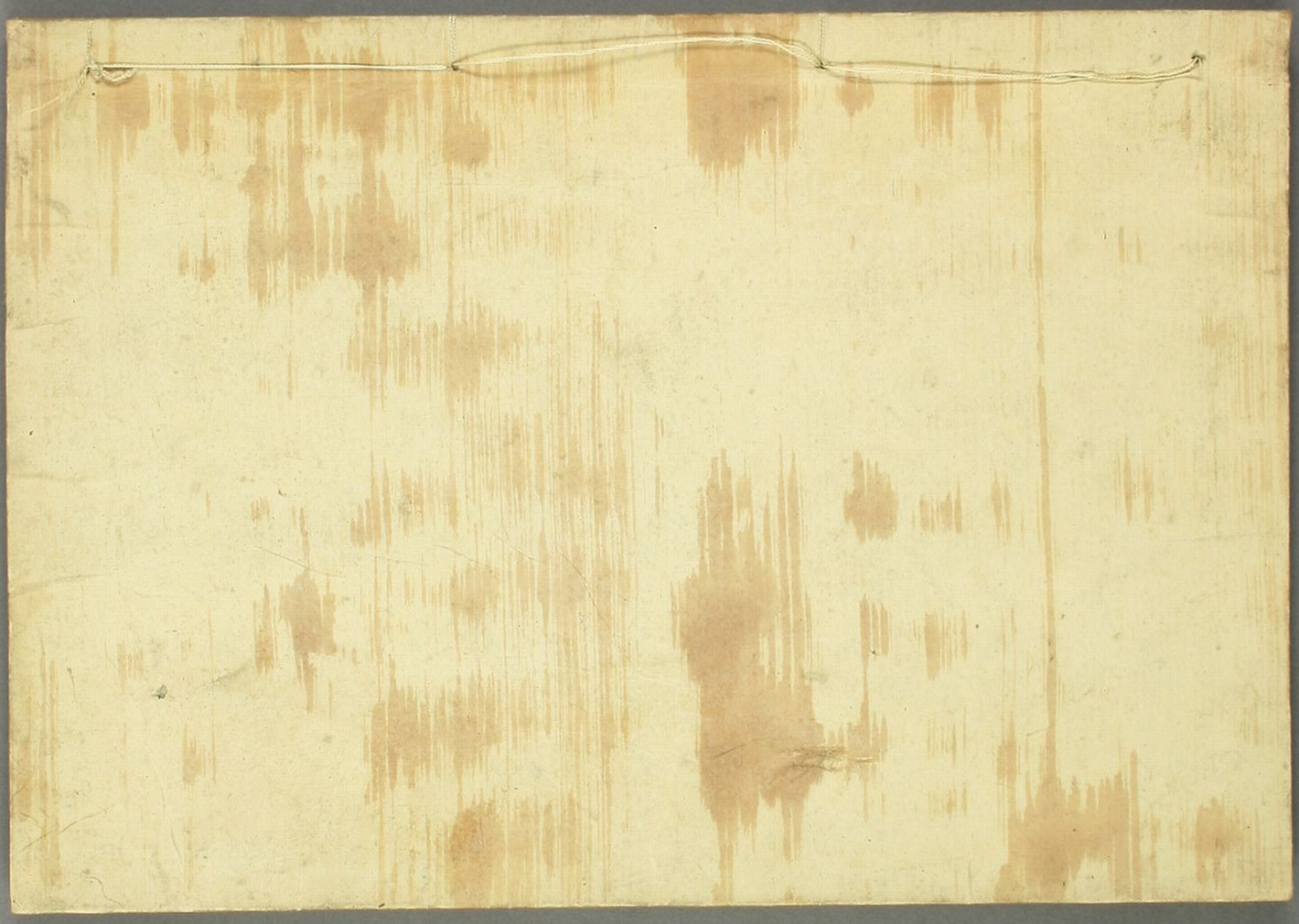
48-13835
010190528001